第四項中「第二十六条第六項」を「第二十六条第七項」に、「者は」を「ものは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十六条第七項第二号」を「第二十六条第八項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十六条第七項第三号」を「第二十六条第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二十六条第七項第四号」を「第二十六条第八項第四号」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十六条第八項第六号」を「第二十六条第九項第六号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二十六条第八項第六号」を「第二十六条第九項第六号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第一号イを次のように改める。

イ　当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅の登記事項証明書、新築の工事の請負契約書、施行令第二十六条第五項又は第二十一項に規定する補助金等の額（以下この項において「補助金等の額」という。）又は住宅取得等資金の額（以下この項において「住宅取得等資金の額」という。）を証する書類その他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類又はその写し

(1)　当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅を新築したこと。

(2)　当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅を新築した年月日

(3)　当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅の新築に係る施行令第二十六条第五項又は第二十一項に規定する対価の額

(4)　当該居住用家屋又は当該認定長期優良住宅の床面積（施行令第二十六条第一項各号に規定する床面積をいう。以下この項において同じ。）が五十平方メートル以上であること。

第十八条の二十一第十項第一号ロ中「第二十六条第八項第六号」を「第二十六条第九項第六号」に、「、第十八項」を「、第十五項」に改め、同号ロ(1)中「第二十六条第七項第二号」を「第二十六条第八項第二号」に、「同条第八項第四号」を「同条第九項第四号」に改め、「対価の額」の下に「（同条第五項又は第二十一項に規定する対価の額をいう。ロにおいて同じ。）」を加え、同号ロ(2)中「第二十六条第七項第四号」を「第二十六条第八項第四号」に、「同条第十項第二号」を「同条第十一項第二号」に、「同条第十一項第三号」を「同条第十二項第三号」に、「同条第七項第四号イ」を「同条第八項第四号イ」に、「第十項第二号イ」を「第十一項第二号イ」に、「第十一項第三号イ」を「第十二項第三号イ」に改め、同号ロ(3)中「第二十六条第七項第五号」を「第二十六条第八項第五号」に、「同条第七項第五号イ」を「同条第八項第五号イ」に改め、同号ロ(4)中「第二十六条第七項第六号に」に改め、同号ロ(4)(ii)中「第二十六条第七項第六号イ」を「第二十六条第八項第六号イ」に改め、同号ロ(5)中「第二十六条第八項第六号に」を「第二十六条第八項第六号に」に改め、同号ロ(5)(i)中「第二十六条第七項第六号ロ(1)」を「第二十六条第八項第六号ロ(1)」に改め、同号ロ(5)(ii)中「第二十六条第七項第六号ロ(2)」を「第二十六条第八項第六号ロ(2)」に改め、同号ニ中「第同条第七項第六号ロ(2)」を「第同条第八項第六号ロ(2)」に改め、同号に次のように加える。

ニ　その家屋が法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅である場合には、第十二項各号に掲げる書類

第十八条の二十一第十項第二号イ中「売買契約書」の下に「、補助金等の額又は住宅取得等資金の額を証する書類」を加え、同号イ(3)中「取得の」を「取得に係る施行令第二十六条第五項又は第二十一項に規定する」に改め、同号に次のように加える。

ハ　その家屋が法第四十一条第五項に規定する認定長期優良住宅である場合には、第十二項各号に掲げる書類

第十八条の二十一第十項第三号イを次のように改める。

イ　当該既存住宅（当該既存住宅とともに当該既存住宅の敷地の用に供されていた土地等の取得をした場合には、当該既存住宅及び当該土地等。(1)から(3)までにおいて同じ。）の第一項各号に定める書類、売買契約書、補助金等の額又は住宅取得等資金の額を証する書類その他の書類で次に掲げる事項を明らかにする書類又はその写し

(1)　当該既存住宅を取得したこと。

(2)　当該既存住宅を取得した年月日

(3)　当該既存住宅の取得に係る施行令第二十六条第五項に規定する対価の額

(4)　当該既存住宅の床面積が五十平方メートル以上であること。

第十八条の二十一第十項第四号イ中「その他の書類で」を「又は」に、「書類又は」を「書類若しくは」に改め、同号ロ中「請負契約書」の下に「、補助金等の額又は住宅取得等資金の額を証する書類」を、「要した」の下に「施行令第二十六条第五項に規定する」を加え、同号に次のように加える。

ニ　第十三項各号に掲げる工事の区分に応じ当該各号に定める書類

第十八条の二十一第十項を同条第九項とし、同条第十一項中「第一項又は前項第一号イ若しくは第二号イ」を「前項第一号イ、第二号イ又は第三号イ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第一項に規定する書類、第十項各号に定める書類、次項に規定する書類又は第十五項に規定する」を「第九項各号に定める」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「同項に規定する個人がその居住の用に供する」を削り、「その者が新築又は取得をした当該家屋につき次に掲げる書類を確定申告書に添付すること」を「当該家屋が同項に規定する認定長期優良住宅に該当するものであることにつき、次に掲げる書類」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を削り、同条第十五項中「第二十六条第二十二項（同条第二十三項」を「第二十六条第二十三項（同条第二十四項」に、「含む。）」を「含む。以下この項において同じ。）」に改め、「工事は」の下に「、当該工事が同条第二十三項各号に掲げる工事に該当するものであることにつき」を加え、「を確定申告書に添付すること」を削り、「工事と」を「ものと」に改め、同項第一号中「第二十六条第二十二項第一号」を「第二十六条第二十三項第一号」に改め、同項第二号中「第二十六条第二十二項第二号」を「第二十六条第二十三項第二号」に改め、同項第三号中「第二十六条第二十二項第三号」を「第二十六条第二十三項第四号」に改め、同項第四号中「第二十六条第二十二項第四号」を「第二十六条第二十三項第五号」に改め、同項第六号中「第二十六条第二十二項第六号（同条第二十三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。）」を「第二十六条第二十三項第六号」に、「同条第二十二項第六号」を「同号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十六項を削り、同条第十七項中「第二十六条第二十五項第一号」を「第二十六条第二十六項第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項中「第二十六条第二十五項第三号」を「第二十六条第二十六項第三号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十九項第二号中「所得税法第二十八条第一項」を「法第四十一条第十一項」に、「給与等の支払をする者」を「給与等の支払者」に、「第二十二項第五号」を「第十九項第五号」に改め、同項第三号及び第五号中「給与等」を「その者に係る給与等」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十項を同条第十七項とし、同条第二十一項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十二項第一号及び第三号中「第十項」を「第九項」に改め、同項第五号中「給与等」を「その者に係る給与等」に改め、同項を同条第十九項とする。

第十八条の二十二第一項第一号中「独立行政法人雇用・能力開発機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条第二項第二号中「第二十六条第八項第一号」を「第二十六条第九項第一号」に改め、同条第四項中「第二十六条第八項第六号」を「第二十六条第九項第六号」に改め、同条第五項中「前条第一項に規定する書類、同条第十項各号に定める書類、同条第十三項に規定する書類又は同条第十五項に規定する」を「前条第九項各号に定める」に改める。

第十八条の二十三第一項第四号を次のように改める。

四　前号の居住用家屋若しくは既存住宅若しくは認定長期優良住宅（その者の住宅借入金等にこれらの家屋の敷地の用に供する土地等の取得に係る住宅借入金等が含まれる場合には、これらの家屋及び当該土地等）の新築若しくは取得に係る施行令第二十六条第五項若しくは第二十六条第十項に規定する対価の額又は同号の増改築等に要した同条第五項に規定する費用の額（当該増改築等の部分のうちに第一号に規定する申告書を提出する者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該費用の額及び当該費用の額のうち当該居住の用に供する部分の額）

第十八条の二十三第一項第八号中「第二十六条第五項各号」を「第二十六条第六項各号」に改める。